

第 2 調査結果

1 本調査の対象範囲

一人暮らしの高齢者などの死亡に際して、死亡人の埋火葬を行う者がいない又は判明しないときは、行旅法又は墓理法に基づき、死亡地の市区町村（長）が埋火葬を行い、その費用については、まずは、死亡人の遺留金品を充てるなどし、不足するときは当該市区町村が一時繰替支弁することになっている。

また、葬祭を行う扶養義務者等が困窮している場合や第三者が被保護者等の葬祭を行う場合には、生活保護法に基づき、保護の実施機関が葬祭扶助を行うことになっている。

市区町村等が埋火葬や葬祭扶助を行う案件が増える中、増加傾向にある死亡人の遺留金等の処理や保管については、市区町村等から課題等が示されている。当省が令和 2 年 3 月に公表した「遺品整理のサービスをめぐる現状に関する調査」でも、市区町村がこれらの死亡人の埋火葬後に残った遺留金等の処理や保管に苦慮していることを把握している。

また、一部の地方公共団体は、地方分権改革に関する提案募集に対し、遺留金等に関する事務について提案を行った。この提案を受けて、「令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 2 年 12 月 18 日閣議決定。以下「令和 2 年対応方針」という。）に、以下の方針が盛り込まれた。

- ・ 「市町村（特別区を含む。（中略））が保管する遺留金銭等の取扱いについては、（中略）市町村が、相続財産管理制度（民法 952 条）又は弁済供託制度（民法 494 条）を活用して遺留金銭等を処理するための必要な手続等について整理した手引を作成し、地方公共団体に令和 2 年度中に通知する。」
- ・ 「市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（墓地、埋葬等に関する法律 9 条 2 項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法 11 条から 15 条）については、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和 2 年度中に通知する。」
- ・ 「市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（墓地、埋葬等に関する法律 9 条 2 項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法 11 条から 15 条）については、地方公共団体が円滑に執行することができるよう、相続人調査等のための留意事項等について整理した手引を作成し、地方公共団体に令和 2 年度中に通知する。」

この方針を踏まえ、厚生労働省は、令和 2 年 12 月、生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）を改正し、保護費（葬祭扶助）に充てた後に残った遺留金品の処理に当たり弁済供託制度の活用を可能とした。

また、厚生労働省及び法務省は、令和 3 年 3 月、地方公共団体における遺留金等の取扱事務の円滑化に資する観点から、身寄りのない人が亡くなった場合の対応、預貯金も遺留金銭に含まれることの明確化、相続財産管理制度（民法（令和 3 年法律第 24 号による改正前の民法）第 951 条から第 959 条に基づくものをいう。以下同じ。）・弁済供託制度の活用の流れ等をまとめた「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」（以下「手引」という。）を策定し、都道府県及び市区町村に周知した（令和 3 年 3 月 31 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課、社会・援護局保護課事務連絡）。

こうした状況を踏まえ、本調査では、以下(1)から(3)までのとおり、行旅法、墓埋法及び生活保護法の3法律に基づいて、市区町村等が対応している死亡人（以下「引取者のない死亡人」という。）の遺留金等の処理や保管の実態を中心に把握することとした。各法律における制度の概要は以下のとおりである。

(1) 行旅法

行旅法第1条第1項において、行旅死亡人とは行旅中に死亡し引取者のない者とされ、同条第2項において、住所、居所又は氏名が分からず、かつ引取者がいない死亡人については、行旅死亡人とみなすこととされており、行旅法第7条において、行旅死亡人は、死亡地の市区町村が遺体の埋火葬等を行わなければならないこととされている。

(2) 墓埋法

墓埋法第9条第1項において、遺体の埋火葬を行う者がいないとき、又は判明しないときは、死亡地の市区町村長が、これを行わなければならないこととされている。

ただし、身元不明の場合は、行旅法に基づいて行旅死亡人とみなすことから、墓埋法により埋火葬される死亡人（以下「墓埋法適用死亡人」という。）とは、身元が判明しているものの埋火葬を行う者がいない又は判明しない死亡人で、他の法律の適用がない場合である。

(3) 生活保護法

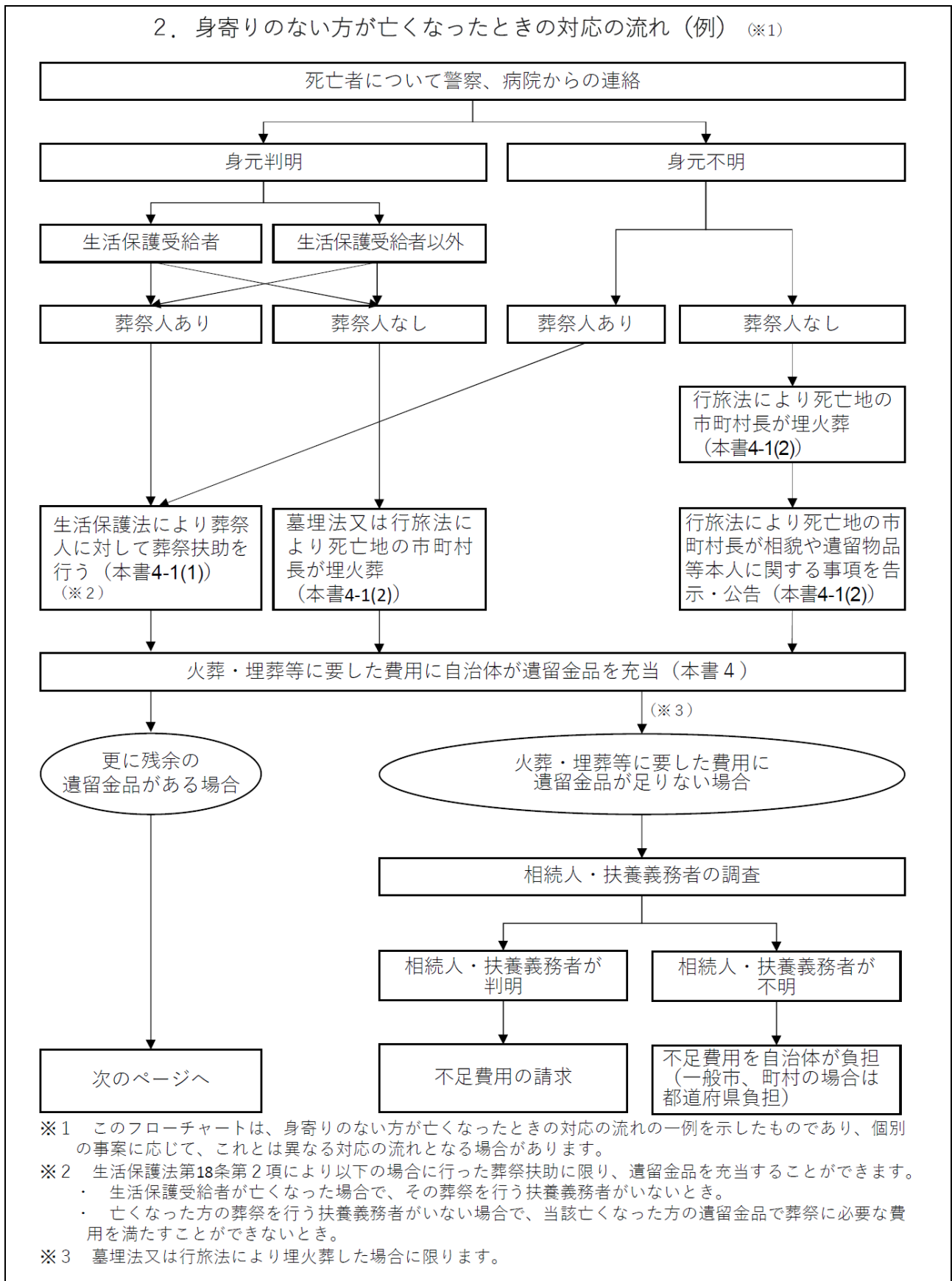
生活保護法第18条第1項において、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、葬祭扶助が行われることとされ、同条第2項において、①被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がいない場合（第1号）、②死者に対しその葬祭を行う扶養義務者がいない場合において、その遺留金品で、葬祭を行うに必要な費用を満たすことのできない場合（第2号）に、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して、葬祭扶助を行うことができることとされている。

このうち、第18条第2項各号については、葬祭を行うのは扶養義務者以外の第三者であり、遺体や遺留金品は引き取らないものと考えられ、本調査における引取者のない死亡人に該当する。他方、第18条第1項に基づく葬祭扶助は、葬祭を行う扶養義務者自身が困窮している場合に行うものであり、遺体や遺留金品は、葬祭を行う扶養義務者が引き取ると考えられることから、本調査における引取者のない死亡人には該当しない。

(4) 引取者のない死亡人が発生した場合の対応

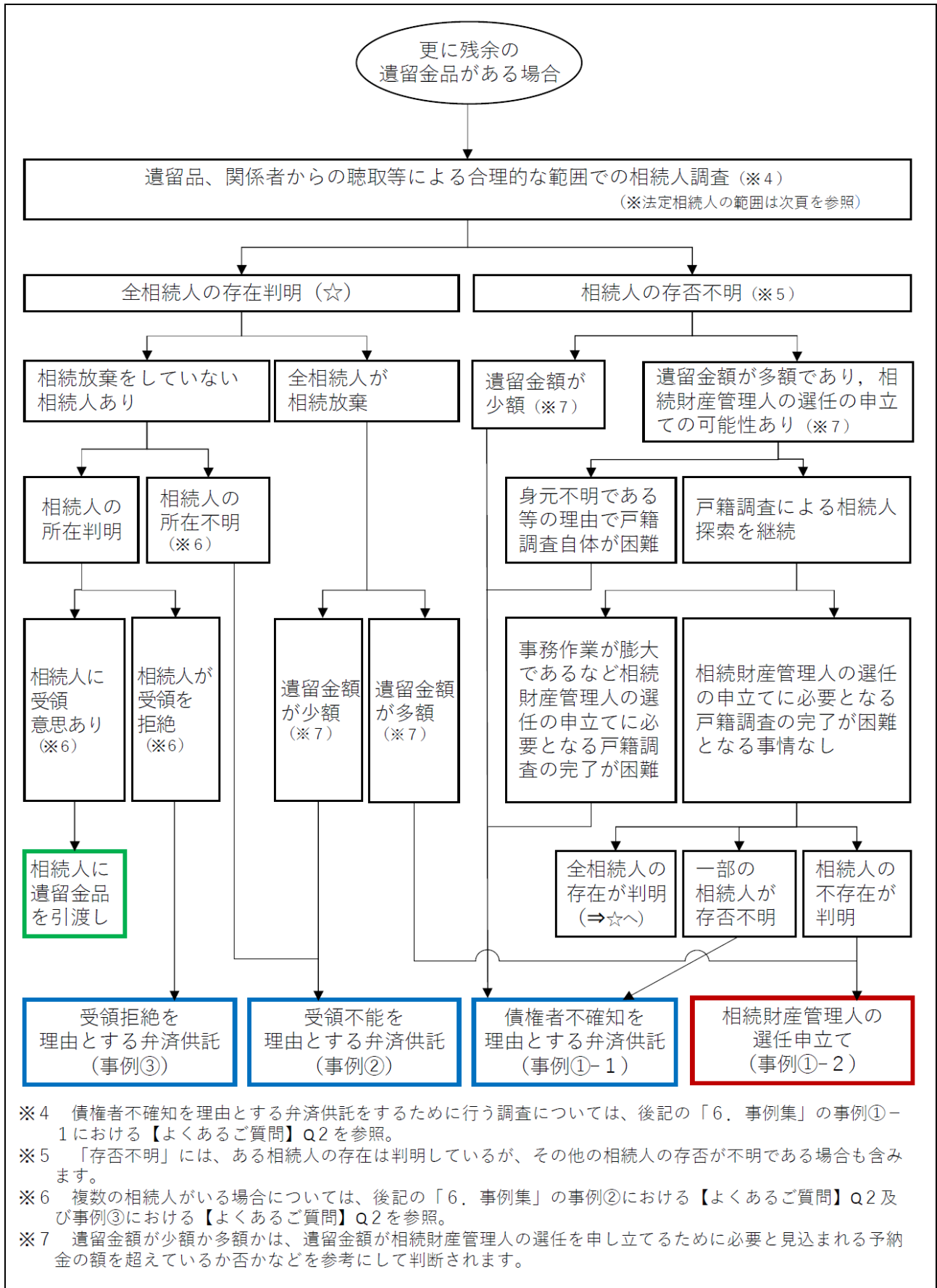
手引において、図1-(4)-①及び図1-(4)-②のとおり、「身寄りのない方が亡くなったときの対応の流れ（例）」が示されている。

図 1-(4)-① 「身寄りのない方が亡くなったときの対応の流れ (例)」①



(注) 手引から抜粋した。

図1-(4)-② 「身寄りのない方が亡くなったときの対応の流れ(例)」②



(注) 手引から抜粋した。